

和解について（病院局関係）

損害賠償請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 松原 壽美子 被告 大 阪 市 ほ か 2 名 2 大阪地方裁判所 平成22年(ワ)第18003号 損害賠償請求事件	<p>相被告株式会社大阪細胞病理研究所（以下「大阪細胞病理研究所」という。）における肛門の粘液腺癌^{がん}との診断に基づき、相被告医療法人永寿会（以下「永寿会」という。）からの紹介を受けて、平成19年6月18日総合医療センターを受診した原告は、同センターにおいて同年7月30日に直腸切断及び人工肛門造設術を受けたが、同手術後の病理組織検査では腫瘍細胞は認められず、粘膜脱症候群であったと診断された。</p> <p>原告は、永寿会には同センターに対して正確な患者情報を提供しなかった過失が、大阪細胞病理研究所には原告の病変を肛門の粘液腺癌^{がん}と誤診した過失が、同センターの医師であった福長洋介らには手術前において必要な検査等を実施せず、原告に対し不必要な手術を実施した過失があり、これらの結果、原告の肛門機能に後遺障害を残すこととなったとして、永寿会、大阪細胞病理研究所及び本市に対し、連帯して金37,205,328円の損害賠償を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの</p>

2 和解の要旨

本市は、原告に対し、和解金として金9,000,000円を支払い、大阪細胞病理研究所は、原告に対し、和解金として金21,000,000円を支払う。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

損害賠償請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 市民病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)－(3) 省 略

(4) 和解及び調停でその目的物の価格が5,000,000円をこえるもの

(5) 省 略